

(4)会津の文化を表現する景観づくりの推進

会津若松市は、豊かな自然に囲まれており、歴史と文化が息づいている美しいまちです。

このまちを私たちの手で「まもり」「つくり」「そだてる」ために、市では「会津若松市景観条例」(平成4年)を制定しました。

景観条例は、市民主体のまちづくりを基本理念とし、景観を形成する上で重要な地区として「景観形成地区」の指定、市民の皆さんが景観形成のために定めたルール(建物の形態・色彩、敷地の緑化等)として「景観協定」を結び、これを市が認定し、支援するなど、市民の皆さんと事業者、行政が共に知恵を出しあい、協力しあいながら会津若松市の景観づくりを進めています。

また、景観形成の基本計画である「景観形成ガイドプラン」(平成6年3月)の中で、会津若松市の景観を形成していく上で重要な区域として、面的に8地区、道路や河川といった線的なものを6回廊選定しています。



今後、この「8地区6回廊」の中でも特に「鶴ヶ城及びその周辺地区」は会津若松市民のアイデンティティともいえる鶴ヶ城を含み、市内の景観を代表するとともに、本市の歴史特性を象徴する地区であると考えられることから、「景観形成地区」として指定し、都市景観の方針として掲げている「自然と歴史・文化を活かし育む、潤いあるふるさと会津」の実現に向けた取り組みを推進していきます。

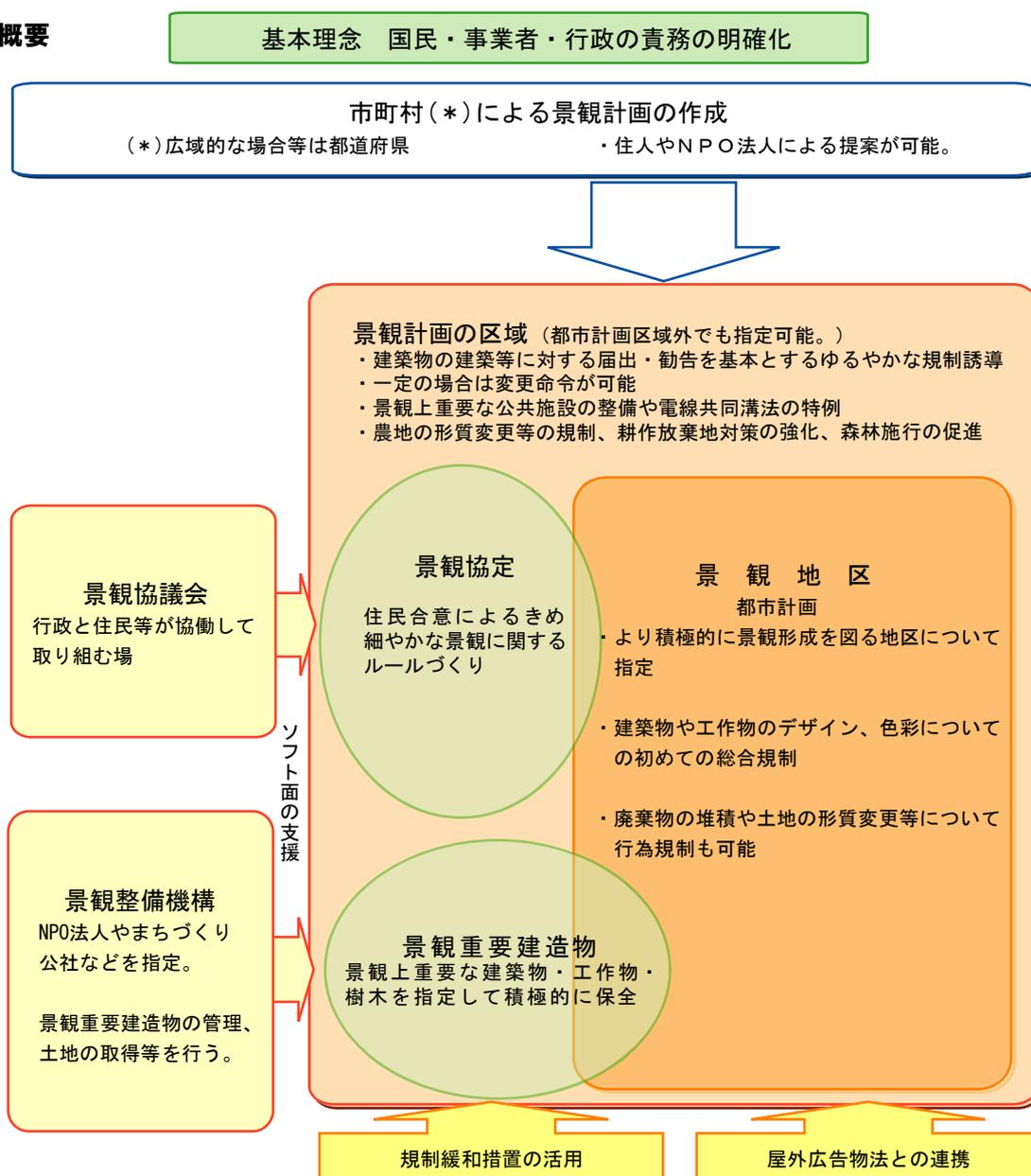
なお、景観法の活用を検討するにあたっては、このガイドプランで示した現有する資源について、保全や規制の視点からだけでなく、創造する概念も含めて、景観計画の策定を進めていきます。

また、平成 16 年に制定された景観法は景観に関する総合的な法律であり、良好な景観の形成に関する基本理念のほか、地域の個性が反映できるよう、具体的な規制の枠組みや支援措置が定められています。都市や農山村等における良好な景観の形成を促進し、潤いのある豊かな生活環境の創造や個性的で活力ある地域社会の実現に向けた法律の枠組みが整備され、会津若松市は、平成 21 年 3 月 31 日より、景観法に基づく景観行政団体となりました。

会津若松市は、全国に誇れる先駆的な取り組みとして、平成 4 年に景観条例を制定し、景観協定の普及、支援、景観重要建造物の指定など、様々な実績を上げてきましたが、景観を取り巻く環境の変化に伴って、様々な課題が生じてきています。そうした課題を解決し、さらに会津若松らしい景観を創造するとともに、より実効性のある景観行政を推進していくため、会津若松市では今後景観法を活用したいと考えています。

また、景観行政団体となるまで、会津若松市は独自の屋外広告物条例を策定することが出来ませんでした。景観行政団体となったことで、これを制定できることとなりました。今後、会津若松市は、単なる規制の制度ではなく、景観に配慮したまちへ誘導する仕組みを作るための検討を進めます。

■景観法の概要



(5)豊かな自然環境の保全と活用

本市は市域面積の約55%を占める豊かな森林資源を有しています。森林は、木材の供給をはじめ、間伐材の利用による木質バイオマス発電の燃料の供給源として、益々重要性を高めています。

また、市土の保全や水資源のかん養など都市防災においても重要な役割を果たしているほか、余暇やレクリエーション空間としても、貴重な資源であり、確実に次世代に引き継いでいかなければなりません。

また近年、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動となる「グリーンツーリズム」へのニーズが高まりを見せており、新たな産業の創造や雇用の創出、都市の交流が期待されています。

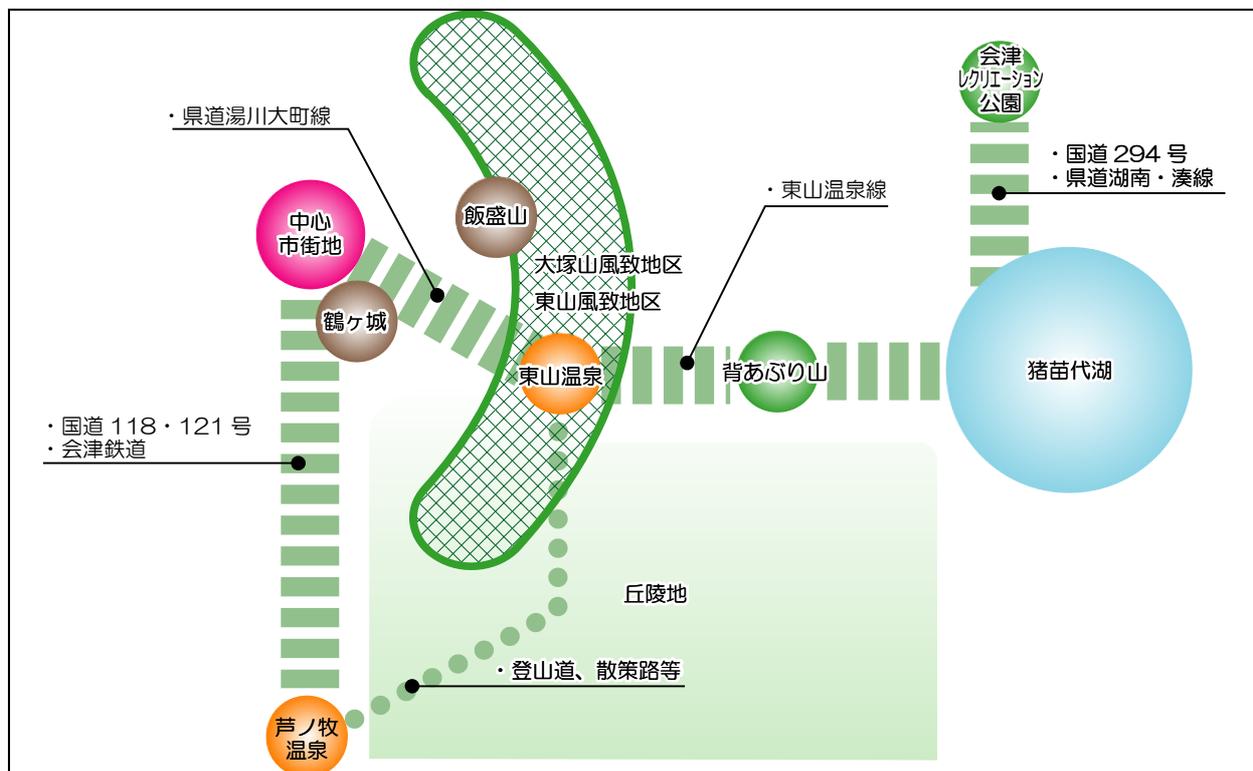
会津若松市では、歴史的、文化的に貴重な自然環境や風致を保全するため、風致地区が3地区、風致公園が2箇所、歴史公園が1箇所指定され、会津若松市の丘陵地は、芦ノ牧温泉、東山温泉などの東北屈指の温泉があり、豊かな自然が魅力となっています。

しかし、いずれも連携が弱いため、魅力ある資源を生かし切れていないのが実情です。

そこで、中心市街地及び中心市街地の外縁部に位置する風致公園等と丘陵部とを連絡する道路の整備や公共交通の利便性向上を図るとともに、丘陵部に位置する温泉や公園、さらには猪苗代湖とを結ぶ登山道・遊歩道などを整備し、歴史と自然の「グリーンツーリズム」の構築を目指します。

また、施設のハード整備だけでなく、交流施設等の運営スタッフ及び地域コーディネーター、体験インストラクター、地域ガイドなどの育成を進め、自然とのふれあいの場としての活用を図り、歴史、文化、自然を後世に引き継いでいきます。

■歴史と自然の「グリーンツーリズム」のイメージ図

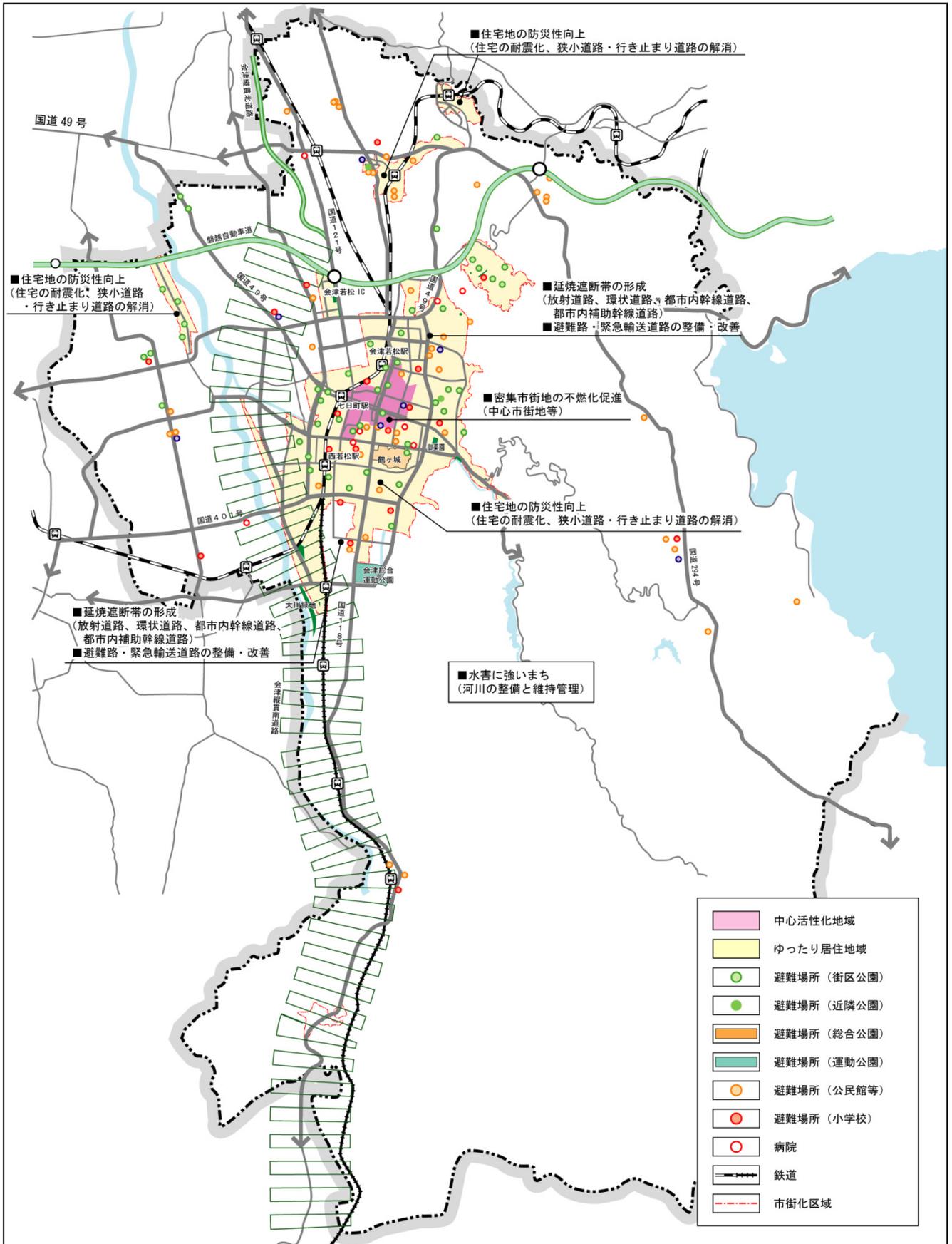


(6)災害に強いまちづくりの推進

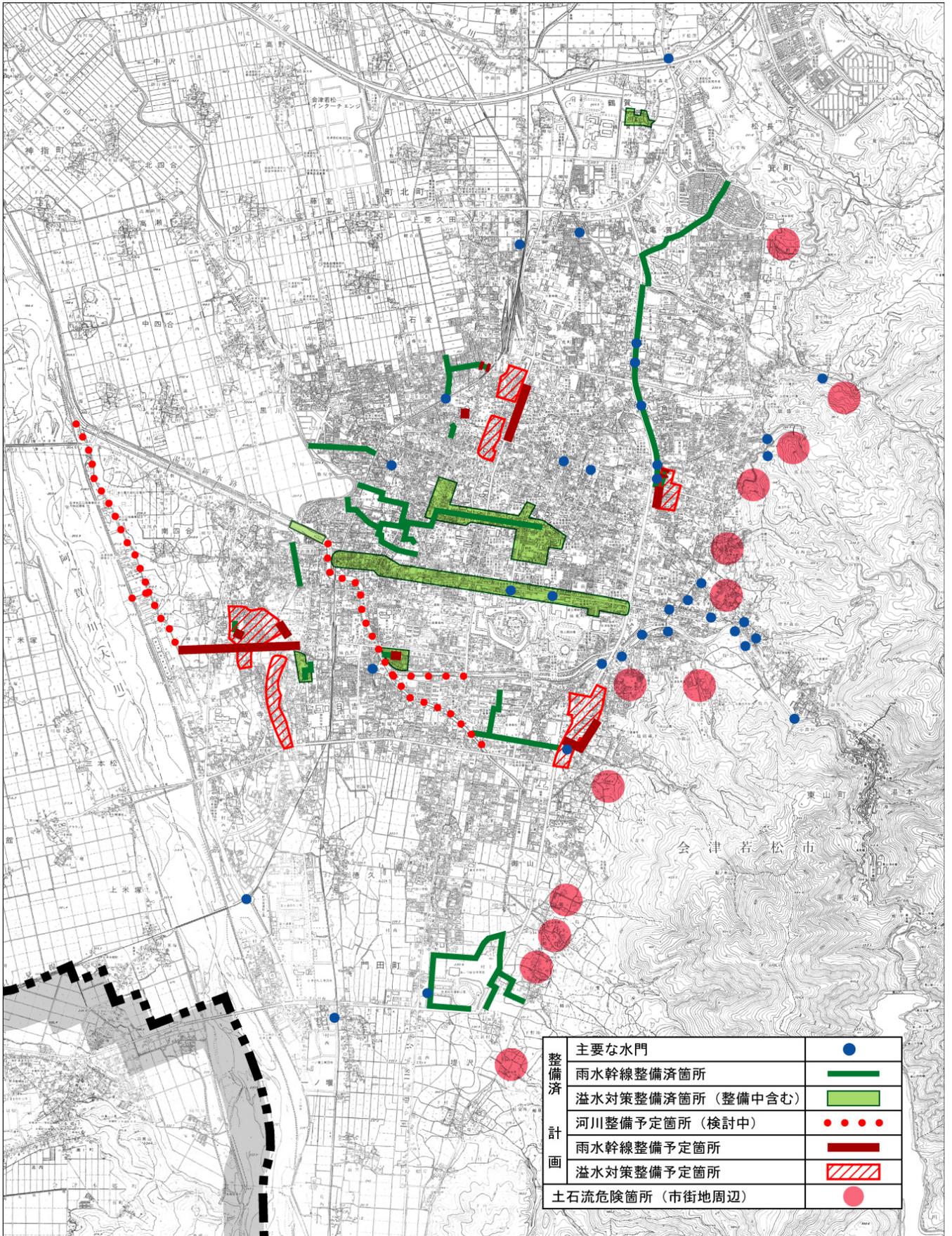
本市が「安全・安心に住み続けられるまち」であるためには、近年頻発するゲリラ豪雨や、東日本大震災で経験した、未曾有の自然災害の発生などに備えた、都市防災対策の充実が必要不可欠となります。自然災害から市民を守るため、河川や水路、雨水幹線の整備などをはじめとする総合治水対策の推進や、市街地における不燃化の促進、広域的な緊急輸送路としての地域高規格道路の整備の促進など、都市構造の改善を推進し、水害、火災、地震などの災害に強いまちを目指します。

土砂災害防止のための砂防対策の促進	豪雨や地震などによるがけ崩れ災害等による被害を防止するため、国、県との連携を図りながら、新たな土砂災害警戒区域の指定をはじめ、待受け擁壁、落石防護柵の整備等による崩落防止対策や、砂防ダムの整備等を促進します。 また、警戒避難体制の構築を進めます。
河川改修による溢水対策の推進	市街地の拡大などによる洪水流量の増加により、溢水被害が発生している河川について、雨水排水機能の強化を図り、浸水被害を解消するため、主要な河川の改修事業を推進します。
水路改修による溢水対策の推進	水路などの本来の機能を維持し、浸水被害を解消するため、被害地区の水路改修や、市街地内水路の土砂の浚渫を行います。
雨水幹線の整備による溢水対策の推進	下水道認可区域内において、溢水被害が発生している箇所について、既存水路の流下能力の不足の解消を図るための根幹施設として位置づけた広断面管渠の下水道雨水幹線の整備を、重点的に推進します。
地域と一体となった水害対策の体制づくりの推進	地域住民や事業者等との連携を図りながら、開発事業などにおける浸透施設、貯留施設などの面的な取り組みなども含め、浸透施設設置助成金交付要綱等の制度検討など、本市の特性を踏まえた、適切な保水、集水、貯水、利水の体制づくりを検討します。
安全安心耐震促進事業の推進	住宅・建築物の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりを進めるため、耐震改修促進計画に基づき、建築物の安全性向上に関する啓発活動を行いながら、新耐震基準以前に建てられた建築物等の木造住宅の耐震診断等に対する支援を行うことにより、耐震改修を促進します。
防災機能強化の面からの地域高規格道路の整備促進	広域的な緊急避難路、緊急輸送路として機能する地域高規格道路の役割を踏まえ、国、県等との連携を図りながら、平成 27 年度の「会津縦貫北道路」の全線開通を目指すとともに、「会津縦貫南道路」の早期整備を促進します。
雪害対策の充実	道路における既存の消融雪施設を有効に活用するとともに、地域との連携を図りながら、除雪車による除雪の充実を図ります。また、除雪車運行管理システム等の導入の検討など、より効率的な除雪体制の構築を目指します。

■都市防災対策の方針図(再掲)



■都市防災対策の方針図(溢水対策・再掲)



整備 計 画	主要な水門	●
	雨水幹線整備済箇所	—
	溢水対策整備済箇所(整備中含む)	■
	河川整備予定箇所(検討中)	●●●●
	雨水幹線整備予定箇所	—
	溢水対策整備予定箇所	▨
	土石流危険箇所(市街地周辺)	●